

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示案（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）第577条の2第5項において、事業者は、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対して医師又は歯科医師による健康診断を行ったときは、その結果を30年間保存しなければならないことが定められている。また、同条第11項において、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者の氏名等を、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に記録し、当該記録を30年間保存しなければならないこと等とされている。
- がん原性物質は、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和4年厚生労働省告示第371号。以下「がん原性物質告示」という。）において、則第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類（以下「国が行うGHS分類」という。）の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第38条の4に規定する特別管理物質を除く。）であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたものと定められている。
- 令和7年2月に告示された「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」（令和7年厚生労働省告示第25号。以下「令和6年度告示」という。）により、がん原性物質告示が改正され、がん原性物質の範囲について、「令和3年3月31日」までの間において分類されたものが、「令和6年3月31日」までの間において分類されたものに改められ、令和9年4月1日に適用されることとなっている。
- 一方、「2-フェニルフェノール」については、令和3年度（令和4年3月31日）の国が行うGHS分類の結果により、発がん性の区分が区分1に該当すると分類されたが、その後令和6年度（令和7年3月31日）の国が行うGHS分類の結果により、発がん性の区分が区分1に該当しないこととなった。このため、令和6年度告示の適用時点（令和9年4月1日）で、発がん性の区分が区分1に該当しないにもかかわらず、新たにがん原性物質に該当することとなる。これを踏まえ、適用時点において既にごがん原性物質の基準に該当しない物質ががん原性物質として指定されることを防ぐため、令和6年度告示を改正し、がん原性物質の対象から、令和8年3月31日時点で発がん性の区分が区分1に該当しないと分類されたものを除く規定を追加するものである。なお、各年度の国が行うGHS分類の結果は、当該年度の翌年度に公表されることとなっており、令和8年度（令和9年3月31日）の国が行うGHS分類の結果は、令和9年4月1日の令和6年度告示適用時点では公表されていないことから、がん原性物質の対象から除くのは、その直前の令和7年度（令和8年3月31日）までに区分1に該当しないと分類されたものとする。

2. 改正の概要

- 令和6年度告示を改正し、がん原性物質について、令和8年3月31日までに発がん性区分が区分1に該当しないと分類されたものを除く規定を設ける。

3. 根拠法令

- ・ 則第577条の2第5項

4. 適用期日等

- 告示日：令和8年3月（予定）
- 適用期日：告示の日